

野田市郷土博物館資料館外利用基準

野田市郷土博物館資料館外利用規定（以下、「規定」という。）第2条に規定する野田市郷土博物館資料（以下、「資料」という。）の館外利用の限度について、下記のとおり定める。

記

1. 資料うち次に掲げるものを除いて館外利用を承認する。
 - (1) 野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年野田市教育委員会規則第19号）第4条第2項の規定により教育長が指定するもの
 - (2) 寄託資料
ただし、館外利用をしようとするものが、あらかじめ寄託者の承諾書を提出した場合に限り、館外利用を認めるものとする。
 - (3) 移動することにより滅失、き損又は汚損のおそれ大きいもの
 - (4) 個人に関する情報が記載されている資料のうち、公開することにより個人の権利利益を著しく害するおそれのあるもの
 - (5) 館外利用をしようとするものが申請した期間について、ほかに利用する予定があるもの

2. 規定第3条に定める教育機関及び教育団体等について、指定管理者は利用目的、保存管理状況及び展示環境等を適切に評価した上で、次に掲げるものに対して館外利用を承認する。なお、次に掲げる機関のほか、指定管理者が適当と認めたものについては、教育委員会と協議した上で承認する。
 - (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館、及び同法第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設
 - (2) 博物館類似施設のうち、専門的職員として学芸員を置いているもの
 - (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館
 - (5) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (6) 国立公文書館及び文書館法（昭和62年法律第115号）第5条第1項に規定する公文書館
 - (7) 歴史資料保存利用機関のうち、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員を置いているもの
 - (8) 自治体史の編さん事業を行う機関
 - (9) 文化財の保存処理や修復に関する調査研究を行う機関
 - (10) 埋蔵文化財活用機関のうち、専門職員を置いているもの
 - (11) その他国公立の教育機関